

「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（案）に対する
意見の募集（パブリックコメント）の結果について

1. 概要

「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- ・ 意見募集期間：令和3年6月14日（月）～令和3年7月13日（火）
- ・ 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- ・ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム又は郵送

2. 意見提出数

1通（意見の件数1件）

3. 御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>数値の変更が 1ヶ所あるが、数字変更部分が厳しくなったのか、緩くなったのか、素人には資料読んでも解読できない。わかりやすく解説されたい。</p>	<p>第9次水質総量削減においては、総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲について、整理番号 221 項の備考（1）※の区分における C_{cj} の上限値を 45 から 40 へ引き下げることが適当と考えています。</p> <p>この見直しは、第8次において、国の定めた C 値の上限値が都府県の定めた C 値のうちの最大値より大きいことから、現状より悪化させないという観点から、都府県の定めた C 値の最大値まで国の定める C 値の上限値を引き下げるものです。</p> <p>※ 整理番号 221 項「し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）」のうち、備考（1）「平成 18 年 1 月 31 日以前に設置されたものであって、第 2 棚により算定した処理対象人員 5,000 人以下のもの（（3）*に掲げるものを除く。）」</p> <p>*（3）：平成 18 年 1 月 31 日以前に設置されたものであって、第 2 棚に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの</p>